

## GTFS-JP ロゴマーク利用規程

### 1. ロゴの権利等

ロゴに関する一切の権利等（著作権、商標権等を含む。）は、中部運輸局に帰属します。

### 2. 使用目的

使用者は、国土交通省が定めた「標準的なバス情報フォーマット」の広報、啓発を目的として使用する場合に限り、ロゴを使用することができます。

### 3. 禁止事項

使用者はロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

- (1) 中部運輸局の許諾を得ることなく、上記2. に定める使用目的以外にロゴを使用すること。
- (2) ロゴの変形、加工、改変
- (3) ロゴ自体を販売目的として使用すること。
- (4) ロゴを第三者の商品名、サービス名、商標、企業名等の一部として使用すること。
- (5) 国土交通省及び中部運輸局の誹謗中傷等を目的とした方法でロゴを使用すること。また、違法、反社会的勢力に関連する内容、おいせつ又は公序良俗に反する内容でロゴを使用すること。
- (6) その他、中部運輸局が不適切と判断する方法でロゴを使用すること。

### 4. 免責事項

- (1) 中部運輸局は、ロゴに事実上又は法律上の瑕疵がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。また、かかる瑕疵を除去してロゴを提供する義務を負いません。
- (2) 中部運輸局は、ロゴを利用することによって発生したあらゆる損害・トラブルについて一切の責任を負いません。

### 5. 使用方法

#### (1) 色について

色つき背景や画像等にロゴを載せる場合は、透過データをご利用ください。ただし、ロゴの目的が判断できなくなるほど複雑な背景とすることはお控えください。なお、カラー版の原稿をグレースケールで印刷し、配布等することは問題ありません。

#### (2) 変形、加工、改変について

ロゴの変形、加工、改変は上記3. の規定により禁止されております。

### 6. その他

全ての規程は予告なく改編する場合があります。予めご了承ください。

附則 この規程は令和元年5月23日から施行します。

附則 令和2年4月1日一部修正